

恒春の丘からのお知らせ

2019年5月号

☆鯉のぼりのお話☆

子供の日になぜ鯉のぼりをあげるのか
ご存知ですか？

江戸時代、7歳以下の男子のいる武士の家では、のぼりや吹き流しを立てるのがしりたりでした。ところが町人は吹き流しを立てることが許されなかったため、武家に対抗して鯉のぼりを立てたのが始まりとされています。また、鯉のぼりは、滝でもものぼると言われている鯉の勇ましさをお子様の気持ちに植え付けたいという、親の願いの表れともいわれています。後に武士の間でも流行し始め、明治維新後は上から吹き流し、真鯉、緋鯉とし、子供の数だけ鯉を増やしていくようになったそうです。

☆ご協力をお願い致します☆

ご面会時に「エレベーター用カードキー」をご利用になられた方は、お帰りの際にご返却下さいませよう宜しくお願いいたします。

*カードの残数が残りわずかとなっております。

☆6月の予定☆

- 6/4(火) 美容 / 習字 13:30~
- 6/6(木) 太極拳 10:00~
- 6/7(金) 麻雀 13:00~
- 6/10(月) まゆみ先生と仲間たち 14:00~
- 6/11(火) フラワーアレンジメント 14:00~/美容
- 6/13(木) プリザーブドフラワー 10:00~
- 6/17(月) しぐれ会 14:00~
- 6/18(火) 体操 14:00~
- 6/20(木) 太極拳 10:00/美容/習字 13:30~
- 6/25(火) 塗り絵 14:00~
- 6/26(水) しげちゃんの流しの世界 15:50~
- 6/27(木) 朗読 14:00~ / アロマ
- 6/28(金) おかしな3人組 14:00~

*上記は予定であり、変更する場合もござ

重要!

☆介護保険類の更新に関して☆

以下の保険者証の有効期限が近づいてまいりましたので、お知らせ致します。

2019年(令和元年)7月31日までです。

- 1・介護保険負担割合証
対象者 ⇒ 全員
- 2・介護保険負担限度額認定証
対象者 ⇒ 認定を受けている方
- 3・後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証
対象者 ⇒ 認定を受けている方
- 4・国民健康保険高齢受給者証
対象者 ⇒ 70~74歳までで7月31日が有効期限の方
- 5・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
対象者 ⇒ 70~74歳までで、認定を受けている方
- 6・社会福祉法人による利用者負担軽減確認証
対象者 ⇒ 認定を受けている方



介護保険負担限度額認定証につきましては、区(市)役所より届きます更新申請書に必要な書類をご用意の上、お早めにご家族様の方で、お手続きをお願いいたします。(国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、社会福祉法人による利用者負担軽減確認証も毎年ご家族様の方で更新手続きが必要ですが、こちらは、必要書類は送られてきませんのでご注意ください。)その他に関しましては、基本的に対象者に新しい認定証等が送られてきますが、新規の方は申請が必要です。新しい認定証が届きましたら、お手数をおかけしますが、当施設にご提出をお願い致します。尚、申請書の提出が遅れますと自己負担の軽減が受けられない期間が生じてしまう場合がございますので、ご注意ください!

特別養護老人ホーム 恒春の丘
相談課 高野 竹内 藤田
渡辺 芹澤 片山